第1 監査の請求

- 1 大阪府職員措置請求書の提出 令和5年3月22日
- 2 請求人略
- 3 請求の要旨 別紙1記載のとおり。

第2 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に定める要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求書は、職員数名が、大阪府立和泉総合高等学校(以下「学校」という。)の敷地内にあった旋盤等(以下「対象物件」という。)を校長等に無断で持ち出し、売却・着服したとして、財産の取得若しくは処分に関して住民監査請求をする旨記載している。しかし、これらの行為が校長の指示のもとに行われたものでないならば、府の職員として職務上行ったものではなく、財産の取得・管理・処分には当たらない。

一方、請求書は、職員5名に対して、①トラックで積み出した対象物件を学校敷地内に戻すこと、②対象物件をすでに売却したのであれば、売却金額と同額を大阪府に返金することを求めている。最高裁判所平成16年11月25日判決で、「監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識できる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りる」と判示されていることを踏まえると、本件請求の監査対象事項は、学校の財産である対象物件が無断で持ち出されたことを理由とする返還請求権、及び、対象物件が売却・着服されたことを理由とする返還請求権と関する財産の管理を怠る事実をいう趣旨と考えられる。これらの主張の適否を対象事項として、監査を実施した。

2 監査対象機関

学校及び大阪府教育庁

本件請求の監査対象事項が、学校の財産である対象物件を無断で持出し売却・着服 したことを理由とする府の請求権に関する財産の管理を怠る事実をいう趣旨であるこ とは前記1のとおりである。

学校における物品の取得、管理及び処分並びに債権の管理に関する権限は、大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号。以下「財務規則」という。)第3条及び別表第1(第3条関係)に基づき、知事から教育委員会に委任されている。そして、教育委員会の財務事務の委任に関する規則(昭和39年大阪府教育委員会規則第5号)第2条第8号及び第9号に基づき、教育委員会から教育長に委任され、さらに、教育長の事務の委任に関する規程(昭和55年大阪府教育委員会教育長訓令第4号)第1条第5号及び第6号に基づき、教育長から予算執行機関の長(本件の場合は校長)に委任されている。

そこで、監査の実施に当たっては、学校を監査対象機関とするとともに、併せて、 公立学校に対する指導、助言等を行う大阪府教育庁(以下「教育庁」という。)を監査 対象機関とした。

3 請求人の陳述

令和5年4月19日、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び 陳述の機会(以下「請求人陳述」という。)を設け、同条第8項の規定に基づき、関係職 員として学校の職員2名及び教育庁の職員4名を立ち会わせた。

同日、請求人から、別紙2のとおり陳述があった。

4 監査対象機関の陳述

監査対象機関に対し、令和5年4月19日、法第242条第8項の規定に基づく陳述の機会(以下「関係職員陳述」という。)を設けたところ、別紙3のとおり陳述があった。この陳述に対して、請求人から別紙4のとおり意見があった。なお、監査委員は、請求人が同月24日付けで持参した別紙5の関係職員陳述に対する意見を述べた書面について、提出を認めることとした。

5 実地監査

令和5年4月18日、監査委員事務局職員が学校に対し監査を実施し、学校の敷地内に

あったとされる対象物件がどのようなものであったか、対象物件が校内から職員によって持ち出された事実があるか、本来はどのように処理すべきものであったか、准校長に対象物件の持出しについて報告があったにもかかわらず調査されずに放置していた事実はあるか等、本件請求に係る証拠書類等の確認を行うとともに、聴取を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係

本件住民監査請求に関して行った前記第3の5の実地監査、事実証明書、請求人陳述の内容、関係職員陳述の内容などから、監査を実施した限りにおいて認められる事実は、次のとおりである。

(1) 学校の概要

学校は、旧大阪府立和泉工業高等学校が平成 17 年4月1日に再編整備され開校したもので、全日制の課程及び定時制の課程を有する。学校の敷地内には、全日制の課程が主に使用する第1工場及び第2工場並びに定時制の課程が使用する自動車工場がある。

(2) 准校長について

学校には、大阪府立学校の管理運営に関する規則(平成 26 年大阪府教育委員会規則第7号)第23条第1項に基づき、准校長が置かれている。准校長は、同条第3項に基づき、校長の命を受け、定時制の課程に関する校務を掌理し、その課程の所属職員を監督することとされている。そして、准校長は、同条第9項に基づき、校長の権限に属する事項のうち、定時制の課程に関する、①学校教育の管理に関すること、②生徒の管理に関すること(生徒の入学、転学、退学及び卒業に関することを除く。)、③所属職員の管理に関すること、④学校事務の管理に関すること、⑤その他教育委員会の指示する事項の処理に関することについて専決する。

(3) 学校における物品の管理及び処分に係る権限について

学校においては、校長に物品の管理及び処分に関する権限が委任されていることは 前記第3の2のとおりである。

(4) 物品について

ア 物品の範囲

物品とは、地方公共団体の所有に属する動産及び地方公共団体が使用のために保管する動産をいい、①現金(現金に代えて納付される証券を含む。)、②公有財産に属するもの、③基金に属するもの及び④政令で定める動産(都道府県の警察が使用している国有財産及び国有の物品(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第170条))を除く(法第239条第1項)ものとされている。

イ 不用の決定及び不用品の処分

財務規則第87条は、第1項で、知事又は財務規則第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者(学校においては前記第1の2のとおり校長)は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書を作成の上不用の決定をしなければならない旨、第2項で、不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない旨、定めている。

学校においては、売り払うことができないものについては産業廃棄物又は事業系一般廃棄物として廃棄し、売り払いできるものについては売り払うこととしているが、平成 29 年度以降売払いを行った実績はない。また、学校においては、産業廃棄物については、全日制の課程及び定時制の課程の双方から排出されるものを併せて一定量に達するのを待って、産業廃棄物の収集運搬及び処分の委託業務を発注することとしており、不用決定後直ちに廃棄しないことがある。

(5) 令和3年度に学校の定時制の課程で行った物品の不用決定について 学校の定時制の課程では、次の5点の備品について、令和4年2月8日に使用不能 (修理不可)を理由として不用決定を行った。

品名	金額(円)	保管場所	当初受入	払出年月日
メタル切断機	255, 150	自動車工場	H18. 3. 20	R4. 2. 8
研削盤	473, 000	自動車工場	S45. 3. 9	R4. 2. 8
グラインダー	100, 000	自動車工場	S45. 3. 30	R4. 2. 8
中ぐり盤	210, 000	自動車工場	S45. 3. 17	R4. 2. 8
高速旋盤	1, 500, 000	自動車工場	S45. 3. 23	R4. 2. 8

以下、上記5点のうち、高速旋盤については「旋盤」といい、その余の物品については「4物品」という。なお、学校の定時制の課程で、令和3年度に不用決定を行ったのは、旋盤と4物品以外にはルームエアコン(スポットクーラー)のみであって、

不用決定時にすでに残骸となっていたことから、使用不能(修理不能)を理由として不用決定したことを、監査委員事務局職員において前記第3の5の実地監査時に聴取した。なお、学校は、不用決定後のルームエアコン(スポットクーラー)の残骸は、令和4年度に学校で産業廃棄物を処分する際に廃棄したものと推測されると述べている。

学校は、関係職員陳述において、次のとおり陳述した。

- ① 旋盤及び4物品は、当初、自動車工場内に保管されていたが、不用決定後の令和4年2月24日、25日ごろ、自動車工場内に陶芸のスペースを設けるため、定時制の課程の職員数名により、自動車工場から搬出され、自動車工場の外壁沿いにブルーシートをかけて置かれた。
- ② 旋盤は、全体的にさび付いており、正確な切削加工ができない状態であった。
- ③ 4物品のうちメタル切断機は、授業中に壊れたため使用不能となり、その余の 3物品はさび付いて使用不可となっていた。
- ④ 学校は、産業廃棄物として旋盤及び4物品を廃棄する予定であったが、廃棄の ための委託業務の発注手続はされていなかった。

(6) 旋盤及び4物品の持出しについて

旋盤については、令和4年3月24日、定時制の課程の非常勤講師A(当時。以下同じ。)が、准校長(当時)等に無断で、非常勤講師Aの知り合いの業者K(以下「知り合い業者K」という。)とともに運び出した。旋盤をトラックに積み込む際、定時制の課程の職員B、職員C及び職員Dの3名が手伝った。

4物品については、同日より前に、非常勤講師Aが、准校長(当時)等に無断で運び出した。

学校は、関係職員陳述において、旋盤及び4物品については、前記(5)のとおり、産業廃棄物として廃棄する予定であったが、その手続が進められていない中で、旋盤は知り合い業者Kに預けられた旨、4物品は知り合いの業者S(以下「知り合い業者S」という。)において廃棄するために預けられた旨述べた。また、知り合い業者Sでは、廃棄処分するために無料で預かっているため伝票等の書類は残っていない旨述べた。

なお、関係職員陳述で、学校は、非常勤講師Aは、旋盤及び4物品のほか、非常勤講師Aが実習用あるいは教材研究用として学校に持ち込んだ私物の自動車部品等(木材、ガラス、タイヤ、樹脂類、鉄くず等)も学校外に運び出していた旨述べた。

(7) 令和4年4月5日の対象物件以外の自動車部品等の運び出しについて

請求人は、令和4年4月5日、職員Dが、軽トラックを持ち込み、学校敷地内にある自動車部品等を積み込み、校外へ運び出した旨主張している。

これに対し、学校は、関係職員陳述において、同日、職員Dが、教材に使うエンジンの部品や車体などで職員Dの自宅で使用していた私物をトラックで運び入れたが、学校の物品は運び出していない旨述べている。

(8) 対象物件の持出し等に係る非常勤講師Eからの報告について

令和4年7月11日、学校の非常勤講師E(当時。以下同じ。)は、准校長(同年4月着任)に対し、一連の経緯を記載した書面を教頭を通じて提出したが、同5年3月13日に准校長から事情聴取があるまで、この件に関する連絡はなかった。

(9) 請求人からの知事及び教育長あての文書等について

請求人は、知事及び教育長あてに、令和5年2月19日付けの「『大阪府立和泉総合高等学校定時制の課程』の教員人事に関する(略)准校長の不適切な指導に関して、再考のお願い」と題する書面を提出した。この書面の内容は、非常勤講師Eに係る人事のあり方に疑問を呈するものであったが、それに付随する形で本件請求に係ることも記載されていた。

また、請求人は、同年3月に複数回、上記の書面が回送された教育庁教職員室教職員人事課(以下「教職員人事課」という。)を事前の予告なしに訪れ、非常勤講師Eの人事に関する内容や学校の廃棄物が売却・着服されている旨を訴えた。請求人に対応した教職員人事課の職員は、①非常勤講師の任用は校長(准校長)が決定することになっており管理運営事項に係る内容である、②非常勤講師Eの個人情報に係る内容である、③請求人と非常勤講師Eの関係性が確認できない、として請求人に対して回答できない旨述べた。

(10) 教職員人事課の調査指示と学校による調査の開始について

令和5年3月2日、教職員人事課は、学校の廃棄物に係る請求人の主張を踏まえ、 准校長に対し、関係者等からの事情聴取をはじめとした調査を行うよう指示した。

学校は、関係職員陳述において、同4年7月11日に非常勤講師Eから前記(8)の書面を受け取った後すぐに調査を行わなかった理由について、①准校長が教頭と相談し、旋盤に関する備品台帳を調べようとしたが、事務の担当職員が病気休暇及び病気休職により不在であり、調べることができなかった旨、②当時、職員Dから非常勤講師E

及び教頭に対して、ハラスメントを理由とする損害賠償が弁護士を通じて手紙により行われ、それに対して非常勤講師E及び教頭も弁護士を立ててやりとりがなされており、工業科職員同士同じ職場で働きながら、いつ訴えられるかもしれないという異様な緊張感により客観的に話すことができないような雰囲気だった旨、③教頭から、准校長が双方の間に入って仲裁することはできないと弁護士に言われていると聞いており、教頭も当事者であるため、そのような状況の中では適正な調査を行うことは困難と考え、少なくとも職員間のそのような状況がなくなった状態に戻すことが調査の必須条件であると考え調査を延期した旨述べるとともに、同5年3月2日の教職員人事課の指示を受けて調査を開始した旨述べた。

(11) 学校による調査と対象物件について

ア 旋盤について

令和5年3月11日、准校長及び事務室職員は、知り合い業者Kの敷地内で旋盤の現物を確認し、非常勤講師Aに対して、学校敷地内に旋盤を返却するよう指示した。

旋盤は、同年4月14日、准校長及び事務室職員立会いのもと、学校に返却された。

学校に返却された旋盤の品名・型式が持ち出された旋盤と一致することについて は、監査委員事務局職員において前記第3の5の実地監査時に確認した。

イ 4物品について

関係職員陳述において、学校は、①非常勤講師Aが学校から知り合い業者Sのところへ運び出し、廃棄するため預けた旨、②運び出された日時は、旋盤を運び出した令和4年3月24日より以前だが、正確な日時は不明である旨、③知り合いの業者Sがさらに別のスクラップ業者に廃棄を依頼し、スクラップ業者は4物品をスクラップ処理した旨、④無料で引き受けられたため伝票等の資料は残っていない旨述べた。

知り合い業者S及び上記のスクラップ業者が作成し、それぞれ学校に提出した同5年4月24日付けの「確認書」と題する書面の内容は、次のとおりであり、いずれの書面にも、立会人として、学校の定時制の課程の准校長と事務室主査の氏名が記載されている。

(知り合い業者S作成の確認書)

私は、令和4年3月に大阪府立和泉総合高等学校から廃棄物として持ち込まれたメタル切断機、研削盤、グラインダー、中ぐり盤を無償で(非常勤講師Aの氏名)氏から預かり、(スクラップ業者の会社名)の社員に無償で処理を引き受けていただきました。

(スクラップ業者作成の確認書)

私は、令和4年3月に大阪府立和泉総合高等学校から廃棄物として持ち込まれたメタル切断機、研削盤、グラインダー、中ぐり盤の分解した部品を無償で(知り合い業者Sの会社名)の(知り合い業者Sの個人名)様から預かり、スクラップ処理を完了いたしました。

もっとも、上記の各確認書の内容は、客観的に検証可能な記録に基づくものでは なく、4物品がスクラップ処理された事実については、直ちにその真実性を認める ことはできない。

ウ 対象物件の売却の有無等について

旋盤については、前記アのとおり、学校に返却されていること、及び、売却されていなかったことが認められる。

これに対し、4物品については、学校に返却されていない現状にある。前記イのとおり、知り合い業者S等が作成した確認書によると、無償で知り合い業者Sに持ち込まれた後、スクラップ業者において、スクラップ処理されたことが報告されているが、前述のとおり、直ちにその真実性を認めることはできない。しかしながら、監査した限りにおいては、売却された事実については、確認することができなかった。

請求人陳述の際の監査委員の求めに応じ、請求人が提出した令和4年7月14日、同年8月14日及び同月16日に非常勤講師A、請求人及び非常勤講師Eの3人が会食した際の記録であるとする録音データの要旨は別紙6のとおりであって、職員Fと非常勤講師Aの間に何らかの金銭の授受があったものと推測される会話が記録されていたが、この会話が4物品に関するものであるかどうか、「鉄くず」とされるものが4物品又はその他の学校の物品であるかどうかを特定することはできなかった。

2 判断

請求人は、職員数名が、学校の敷地内にあった対象物件を校長等に無断で持ち出し、 売却・着服したことが財産の取得・管理・処分に当たる旨主張する。しかしながら、前 記1(5)及び1(6)を踏まえると、対象物件が校長の指示のもとで処分されたことは確認 できない。したがって、当該行為を府の職員が職務上行った財産の処分に当たるという ことはできないから、法第242条第1項に基づく住民監査請求の対象とすることはできない。

他方、前記第3の1のとおり、学校の財産である対象物件を無断で持出し売却・着服 したことを理由とする府の請求権に関する財産の管理を怠る事実があるとの主張に関 しては、住民監査請求の対象となり得ることから、以下判断する。

(1) 本件請求での検討対象

請求人は、請求書において、旋盤をはじめ廃棄物や金属部品類が、工場外の空き地に集積され、それらを学校敷地内から、校長(准校長)の許可を得ずに無断で持ち出し、売却・着服したと思われると主張し、「現職教員による一連の行動に不正が認められるのであれば」、「1 旋盤などのトラックで積み出した物品に関して不正を働く前の状態、つまり和泉総合高等学校敷地内に戻す事」、「2 すでに、売却されていたのであれば、売却金額と同額を大阪府に返金する事」を請求する。これに対し、学校は、前記1(6)のとおり、関係職員陳述において、非常勤講師Aが、旋盤、4物品、及び、実習用あるいは教材研究用として校内に持ち込んだ私物である自動車部品等を学校外に運び出していた旨述べており、監査した限りにおいて、その陳述を覆す証拠は得られなかった。よって、非常勤講師Aが運び出した物品については、旋盤及び4物品を除くと、前記1(11)のウに記載した「鉄くず」を含め、学校の物品であったと認めることはできない。

また、請求人は、令和4年4月5日に、職員Dが学校から物品を持ち出した旨主張するが、学校は、前記1(7)のとおり、職員Dが学校に私物を運び込んだ旨陳述しており、監査した限りにおいて、その陳述を覆す証拠は得られなかった。よって、同日、学校の物品が持ち出された事実があったと判断することはできない。

以上より、請求人がトラックで運び出されたと主張する物品のうち、旋盤及び4物品以外のものについては、学校の物品であったと判断することができないことから、本件請求については、旋盤及び4物品の持出しに関して検討することとする。

(2) 学校における物品の管理について

前記1(4)イからすると、校長は、不用の決定をした物品については、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。また、前記1(2)のとおり、准校長は、校長の命を受け、定時制の課程に関する校務を掌理することとされている。そうすると、定時制の課程において、准校長は、不用の決定をした物品について、その処分を終えるまでの間、これを適切に管理しなければならないものと考えられる。

しかるに、准校長は、前記1(8)及び1(10)のとおり、令和4年7月に、非常勤講師 Eから一連の経緯を記載した書面の提出を受けていたにもかかわらず、同5年3月2 日に教育庁から指示を受けるまでの間、調査を行っておらず、たとえ不用決定された ものとはいえ、学校の財産である対象物件を無断で持出し売却・着服したことを理由 とする府の請求権の存否に関わる財産の管理に不適切な点があったことは否めない。

(3) 不用決定された旋盤及び4物品が持ち出されたことによる損害について

前記1(4)イ及び1(5)のとおり、学校においては、不用決定した物品については、 売り払うことができないものについては、業者に発注して、産業廃棄物又は事業系一 般廃棄物として廃棄し、売り払いできるものについては、売り払うこととしている。 いずれの場合においても、廃棄又は売り払いが完了するまでは、不用決定した物品に ついても、学校の管理に属する物品である。

これを本件についてみると、旋盤及び4物品は、前記1(5)のとおり、使用不能(修理不可)であることを理由として不用の決定がなされたものであり、産業廃棄物として廃棄することが予定されていたものであったが、廃棄が完了していなかったことから、学校の管理に属する物品であったということができる。

もっとも、旋盤については、前記1(11)アのとおり、すでに学校に返却されている のであるから、不用決定された物品に関する財産的価値は減じていないとみることが でき、学校に損害は生じていない。

これに対し、4物品については、未だ学校に返却されていない現状にある。一般に、使用不能(修理不可)を理由として不用決定された物品については、経済的な残存価値があることは少ないが、他方で、請求人が主張する如く、非常勤講師Aがこれを売却しその売却代金を着服した場合には、その売却代金は本来学校が収入すべきものであるから、その限度で学校に売却代金相当額の損失ないし損害が発生し、当該金額の返還ないし賠償を請求すべきということができる。この点、前記1(11)イのとおり、4物品については、非常勤講師Aにより運び出された後、無償で知り合い業者に預けられ、その後、スクラップ業者に引き渡され、スクラップ処理されたことが報告され

ているが、直ちにその真実性を認めることはできない。一方で、前記 1 (11) ウのとおり、監査した限りにおいて、4 物品について、請求人が提出した証拠を勘案しても、売却された事実も確認することはできなかった。そうすると、4 物品に経済的な残存価値があったかどうか、あったとしてもどの程度の価額があったかについて判断することができず、学校に売却代金相当額の損害ないし損失が生じたと認めることはできない。

(4) 結論

以上より、不用決定されたものの、廃棄又は処分が未了の物品が校長の指示なく搬出されたこと及びそのことに関する調査を適時に行わなかったことは、不適切な財産の管理であると言わざるを得ないが、監査を実施した限りにおいて、府に損害が生じたと認めることはできず、学校の財産である対象物件を無断で持出し売却・着服したことを理由とする府の請求権に関する財産の管理を違法又は不当に怠ったと認めることはできないから、請求人の主張には理由がない。

よって、本件住民監査請求を棄却する。

3 意見

使用不能(修理不可)を理由として不用決定した物品についても、廃棄又は売払いが終わるまでは学校の管理に属する財産であるから、教育庁及び学校においては、職員が許可なく搬出するという事態が生じないよう周知徹底し再発の防止を図るとともに、職員が許可なく搬出した事実を学校が把握したときは、速やかにその所在を調査し返還を求め、所在不明で府に損害が発生したとみられるときは関係者に賠償を求める等、適正な財産の管理に努められたい。また、財産の管理に関する定めに従って、客観的に検証可能な記録を確実に保存されたい。

令和5年3月22日付け 請求人提出

請求の要旨

地方自治法第242条1項の規定により、大阪府職員による財産の取得、もしくは処分に関して、窃盗、あるいは業務上横領の犯罪が行われたのではないかと思料される出来事に対して、当該職員(複数人)の行為により、大阪府が被った損害を補てんするために必要な措置を講ずるべきことを目的にして、住民監査請求をします。

- 1 『大阪府立和泉総合高等学校定時制の課程』の工場内に所蔵されていた、旋盤をはじめ廃棄物や金属部品類が、工場外の空き地に集積され、ブルーシートで覆われていた。 それらの品々を学校敷地内から、校長(准校長)の許可を得ずに、無断で持ち出し、売却・着服したと思われる事案について、貴委員会の監査を請求します。なお当該の旋盤が、正規の規定に則り廃棄物とされたかどうかは不明です。
- 2 2022 (令和4) 年、3月24日、当該高等学校の定時制専用工場前の敷地にブルーシートで覆われていた旋盤を運び出すために、ユニック付きトラックを校内に持ち込み、工業科の職員数名が積み込み、校外へ運び出した。このトラックを自ら運転して、校内に持ち込んだのは、A (元同校の講師)、トラックに積み込んだのは、B・C・D (現同校工業科教論) らでした。私 (請求人) はこの話を、同校在職の工業科非常勤講師のEから5月頃直接聞きました。
 - 6月半ば頃、天王寺のアサヒビアケラー(ビアホール)でA、E、請求人3人で会食中に、A本人から廃棄物を売却し、売却金の一部10万円をF(同校再任用教諭)に渡したと、請求人・Eは直接Aから聞きました。
- 3 2022 (令和4) 年、4月5日、同校敷地内に、Dは軽トラックを持ち込み、廃棄されていたと思われる自動車の部品(オルタネーターなど)を積み込み、校外へ運び出した。この話を請求人は直接同校の教頭から聞きました。その時持ち込んだ軽トラックは、「スズキ、(車番)」であると私は、同校関係者から直接聞きました。
- 4 以上の指摘が事実であるならば、教育現場における現職教員の窃盗若しくは業務上横領罪に該当されると思われます。至急に監査されることを希望します。

- 5 一連の内容は、2022(令和4)年、7月に、Eから、同校の准校長に文書で指摘していました。この事実を請求人は直接Eから聞きました。その後、今回の窃盗、もしくは業務上横領の疑いのある物品の無断持ち出しに対しては、まったく調査もされず放置されていました。2023(令和5)年2月21日に請求人は手紙を大阪府知事、大阪府教育委員会教育長宛に、一連の事件の概要を記入して出しました。3月には請求人が大阪府教育委員会教職員人事課(手紙2通とも同課に回送)において、2度にわたり説明しましたが、「あなたの手紙は課内で共有されている。どうように取り扱うかは、守秘義務に該当するので答えられない。」と繰り返すばかりでした。未だに、教職員人事課からは問題提起した請求人に対して、一切の報告・連絡はありません。本当に調査する気があるならば、請求人の事情聴取は不可欠です。またEの事情聴取はより重要です。
- 6 令和5年3月13日、Eからの連絡で、同校准校長から、初めて事情を聴かれたと教えられました。
- 7 住民監査請求者である請求人は、今回の現職教員による一連の行動に不正が認められるのであれば、D、B、C、F、Aは
 - 1) 旋盤などのトラックで積み出した物品に関して不正を働く前の状態、つまり和泉総合高等学校敷地内に戻す事。
 - 2) すでに、売却されていたのであれば、売却金額と同額を大阪府に返金する事。

以上の2点を要求するものです。

事実証明書(略)

- ○学校の定時制課程の工場にあった旋盤が、工場外に持ち出され、その旋盤にブルーシートをかけていた。そして、学校の職員がトラックでそれを運び出すという事案が発生した。それ以外にも、軽トラックを持ち込んで物品を運び出した職員もいる。請求人の請求は、旋盤を元に戻せということ、また、府の財産を不当に持ち出して、売却したとするならば、その売却額相当額を大阪府に還付せよということ。
- ○この事案については、令和4年7月に非常勤講師Eから、准校長に、メモ書で告発していたが、令和5年2月になっても全く調査する様子もなく放置された状態であった。それだけではなく、准校長は、告発した非常勤講師Eを学校から排除するというような暴挙に出た。その理由として、准校長は、職員同士揉め事が起こっており、どちらか1人を出さなければならないが、一方は病気がちで異動先がないから学校に置いておくが、あなたは非常勤講師だから出て行ってもらう、今回の人事は、准校長と教育庁の間で決めたことだから絶対覆らない旨述べた。
- ○請求人は、教育長と知事あてに、「上記の事実があるがどうなっているのか」ということを手紙に書いたが、大阪府教育委員会は全く動きを示さなかった。そのため、請求人は、令和5年3月に、教育委員会事務局に行き、どうなっているのかと聞いたが、教職員人事課の前の廊下で対応され、「それは守秘義務にあたるのでお答えはできません。」「あなたの手紙は、課で共有しています。」としか言われなかった。再度、教育委員会事務局に赴いたが、前回と同じような扱いをされたことから、住民監査請求を行うこととした。
- ○先週金曜日(令和5年4月14日)に、旋盤を持ち出した当事者と准校長立会いのもとに、学校の職員数名が、旋盤を学校に戻したという情報がある。不当に持ち出したものを問題が大きくなったらまた元に戻すというのは間違いである。旋盤は、工場を片付けるときに邪魔になったので一時保管していただけとの話を聞いたが、保管する場所なら定時制の工場の空いたところがあるのに、なぜ持ち出さねばならなかったのか、またその旋盤が元に戻されたのかもぜひ監査してほしい。
- ○今日提出した自動車通勤の許可証の日(令和4年4月5日)に、職員Dは、軽トラックを持ち込み、自動車の部品等を積み込んで走り去った。この現場は、学校の教頭が現認しており、請求人は、教頭から直接、そのことを聞いた。
- ○旋盤を持ち出した当事者である非常勤職員A、請求人及び非常勤職員Eの3人が会食した際、非常勤職員Aは席上で「あれ売って10万円職員Fに渡した」と発言した。

- ○旋盤以前にも、備品管理シールの貼ってある部品を車で盗んだということも聞いており、学校は、非常にルーズな管理をしていたのではないか考えている。工場の中の物を勝手に持ち出したら窃盗であり、廃棄した物品を持ち出して売ったとしても業務上横領に関わるものである。こういうことが起こっているにもかかわらず、数か月間放置している。
- ○非常勤講師E (陶芸を担当) は、内部告発することによって、令和5年3月に学校から追放された。令和4年3月、大阪府教育委員会は200万円以上する陶芸窯を学校の定時制の課程に入れ、旧柏原東高等学校からはガス釜も持ってきた。それにもかかわらず、その1年後、学校の定時制の課程では陶芸の科目がなくなった。それまで非常勤講師Eが担当していた土曜日午後の地域貢献活動100時間陶芸教室も令和5年4月からは開講されないことになった。令和4年3月に入った200万の陶芸窯は、その前に電動ろくろを押しつけて、全く使えない状態になっているが、何のために、教育委員会はあの陶芸釜を学校の定時制の課程に置いてくれたのかということを考えると、やはり非常勤講師Eの一連の告発に困り、非常勤講師Eを放逐し、陶芸の授業も消すという暴挙に出たということを知っておいていただきたいと思う。

令和5年4月19日 学校陳述概要

- ○自動車工場外に置かれていた金属部品類については、そのほとんどが非常勤講師Aにより持ち込まれた実習用あるいは教材研究用の自動車部品(木材、ガラス、タイヤ、樹脂類、鉄くず等)の私物であり、学校の備品は令和4年2月8日に不用決定の決裁が完了した旋盤と4物品のみであったことを職員Fからの聴取及び非常勤講師Aから任意で提出された文書により確認した。
- ○旋盤及び4物品については、令和4年2月8日に不用決定の決裁が完了した。他の職員からの事情聴取によると、その後、非常勤講師Eが自動車工場内に陶芸のスペースを設けるため自動車工場内の旋盤等を除去するよう強く求めたことから、他の工業科の職員が同月24日から同月25日にかけて、自動車工場の建物外壁付近に搬出した。搬出したものをこのまま放置することができないことから、非常勤講師Aは、旋盤及び4物品を、管理職への報告なしに、学校から知り合いの業者のところへ運び出した。なお、旋盤については、令和4年3月24日に運び出した。旋盤及び4物品については、廃棄処理の対象になることは決定されていたが、その後の廃棄処理の手続が進められていない中で知り合い業者に廃棄するため預けられた。
- ○旋盤については、准校長と事務室職員が令和5年3月11日、廃棄するために預けていた知り合い業者Kの敷地内で現物を確認し、同月14日、准校長から非常勤講師Aに対して学校敷地内に返却するよう指示し、同年4月14日、准校長と事務室職員の立ち合いのもと学校に返却された。4物品については、知り合い業者Sに聞き取ったところ、すでに廃棄したとのことであった。
- ○非常勤講師Aからの事情聴取及び知り合い業者Kの聴き取りからは、令和4年3月24日に校外へ持ち出された旋盤について、知り合い業者Kは廃棄処分するために無料で預かったことを確認しているが、無料で預かっているため伝票等の書類は残っていない。旋盤をトラックで校外へ持ち出したのは非常勤講師Aと知り合い業者Kの2名であり、工業科の教諭3名が積み込みを手伝っているが、工業科の教諭3名は非常勤講師Aと業者間のやり取りには関わっていない。
- ○旋盤等の廃棄物を売却し、売却金をもらったということについて、非常勤講師A及び 職員Fに事情聴取したところ、そのような事実はなかった。
- ○窃盗若しくは業務上横領罪に該当する事実はない。

- ○職員Dからの事情聴取によると、新年度の準備のため教材に使うエンジンの部品や車体など、職員Dが自宅で使用していたものをトラックで運び入れたが、学校の備品は運び出されていない。
- ○准校長は、令和4年7月11日に「告発 報告者 (非常勤講師Eの名前)」とワープロ打ちされたメモを受け取り、非常勤講師Eが調査を要求していることを知ったが、職員Dの心身を守ることを最優先させ、調査の開始を延期した。令和3年9月13日から令和4年1月31日まで職員Dは陶芸担当の非常勤講師Eから継続的に不適切な発言等を受けたことが原因で、病気休暇及び病気休職を余儀なくされており、同年2月に復帰したものの、心療内科への通院は現在も定期的に続いている。同年10月28日の職員Dとの面談では、今後の教育活動に集中したいと前向きな姿勢がようやく見られるようになってきた。
- ○令和5年3月2日に教育庁から連絡を受け、調査を開始した。

令和5年4月19日 教育庁陳述概要

- ○知事及び教育長あてに、請求人と思われる方から、令和5年2月19日付けで「『大阪府立和泉総合高等学校定時制の課程』の教員人事に関する(略)准校長の不適切な指導に関して、再考のお願い」の書面が出ているが、主たる目的は、非常勤講師E(当時)の人事異動の在り方に疑問を呈しているものであり、非常勤講師Eと学校の教員との間のトラブル等を引き合いに出し、准校長が非常勤講師Eを学校現場から排除することについて非難した内容であり、それに付随する形で、住民監査請求に係る簡単なコメントのみが記載されているだけであった。
- ○請求人と思われる人物は、令和5年3月1日、同月3日、同月20日、事前の予告もなく、突然教職員人事課に来課し、非常勤講師Eについて、来年度更新されないことがおかしいという人事に関する内容や、非常勤講師Eとトラブルになっていた教員について、学校の廃棄物を売却したとして業務上横領をしている犯罪者であると決めつけるような内容を訴えた。また、教職員人事課職員が対応した際、請求人と思われる人物は強い剣幕で教職員人事課職員に迫るなどの行為を行った。加えて、要求する内容は非常勤講師Eの任用に関するものであり、任用に関しては校長(准校長)が決定することになっており、本件は管理運営事項に係る内容であること、また、非常勤講師Eの個人情報に係る内容であること、加えて請求人と思われる人物と非常勤講師Eと

- の関係性が確認できないことなどから、請求人と思われる人物に対し、回答はできないと述べたものである。
- ○本件について、請求人と思われる者からの主張を踏まえ、事実確認をする必要がある と判断し、令和5年3月2日に准校長に対して、関係者等からの事情聴取をはじめと した調査を行うよう指示をしている。

令和5年4月21日 関係職員陳述の際の監査委員確認事項に対する学校の回答の概要

- ○旋盤及び4物品の現在の財産価値については不明。旋盤については全体的にさび付いており正確な切削加工ができず、危険であり使用できない。4物品についてはすでに廃棄処分されているが、職員F及び非常勤講師Aからの聴取から、メタル切断機は授業中に壊れたため使用不能となり、その他の3物品はさび付いていて使用不可となっていたことを確認している。
- ○不用決定後の備品及び消耗品について、売り払いができるものかを判断し、売り払い不可のものは、産業廃棄物(または事業系一般廃棄物)として処分する。売り払いができるものは、買取手続を行う。備品でない部品や金属くず等についても同様である。なお、物品の処分については、財務規則や「物品管理事務チェックシート」(総務部契約局作成)に沿って、不用決定・処分をすることとしている。今回の旋盤及び4物品については、令和4年2月8日に不用決定の決裁が完了していたが、その後の手続がなされず、管理職への報告なしに校外へ持ち出され処理がなされた。旋盤は知り合い業者Kに持ち込まれ、他の4物品は知り合い業者Sに持ち込まれた。
- ○4物品は廃棄処理の対象になることが決定されていたが、その後の廃棄処理の手続が進められていない中で、管理職への報告なしに、非常勤講師Aが学校から知り合い業者Sのところへ運び出し、廃棄するため預けられた。運び出された日時は、旋盤を運び出した令和4年3月24日より以前だが、正確な日時は不明である。知り合い業者Sはさらに別のスクラップ業者に処理を依頼し、4物品はスクラップ処理されたことを確認している。無料で引き受けられたため、伝票等の資料は残っていない。
- ○令和4年7月11日に非常勤講師Eから調査依頼のメモを受け取った際、教頭と相談し、旋盤に関する備品台帳を調べようとしたが、事務の担当副主査が令和4年6月28日から令和4年10月31日まで病気休暇および病気休職により不在であり、調べることができなかった。
- ○准校長が赴任して間もなく、令和4年5月27日に職員Dから非常勤講師E及び教頭に 対する弁護士を通じた手紙による損害賠償請求がなされ、それに対して非常勤講師E

及び教頭も弁護士を立ててやりとりがなされていたため、工業科職員同士同じ職場で働きながら、いつ訴えられるかもしれないという異様な緊張感により客観的に話すことができないような雰囲気であった。また、准校長が双方の間に入って仲裁することはできないと弁護士に言われていると教頭から聞いていた。教頭も当事者であるため、異常な状況の中では適正な調査を行うことは困難と考えられた。少なくとも職員からそのような異様な状況がなくなった状態に戻すことが調査の必須条件であると考え調査を延期した。

令和5年4月19日 関係職員陳述に対する請求人の意見の概要

○旋盤を持ち出したのは白昼で、陶芸窯が入った日である。先ほど、准校長から、窃盗に当たるとか、あるいは業務上横領に当たるということは一切ないということを言われたが、一体どんな調査をしたのか、非常に疑問に感じている。つじつま合わせ、しかもこれは明らかに隠蔽工作そのものだと思う。

令和5年4月24日 請求人提出

関係職員陳述に対する請求人の意見書の要旨

准校長(大阪府立和泉総合高等学校定時制の課程)の陳述に関して、明らかな間違い、 あるいは疑問に感じた部分を指摘します。

- 1 准校長の陳述『調査の結果、窃盗、業務上横領の事実はありません。』『非常勤職員 A・職員Dがトラックや軽トラックで持ち出したのは、彼らの私物で あり、学校で処分することはできない。』
 - 疑問点① 旋盤を学校長(准校長)の許可もなく、学外に持ち出した行為、今回の問題が発覚した直後に、その旋盤を校内に持ち込んだ行為に法的に問題がないのか。
 - 疑問点② 非常勤職員A・職員D両名がトラックや軽トラックで学外に持ち出したの は私物であると准校長はどのようにして確認したのか。まさか当事者本人の 申告だけで准校長がそのように判断したのであれば、それは調査ではない。 いつ・どのような私物を、何のために持ち込んだのか、などを本人から徹底 的に聴取したのか。
 - 疑問点③ 『私物かどうか』については、以下の事実を明らかにする。
 - 1) 校内から物品を搬出したのは、請求人が住民監査請求をする以前にもあった。
 - 2) 令和3年9月か10月頃、職員Dは軽トラックを校内に持ち込み、金目のエンジン部品などを積み込んでいた。その現場にいた非常勤職員Eは、「持ち出したらあかんで」と制止するも、職員Dはあわてて校外に運び去った。
 - 3) 令和4年2月頃、非常勤職員Aはユニック付のトラックに、もう一台のトラックを荷台に乗せ、校内に入ってきた。その後、荷台のトラックを降ろし、一部備品を含む廃棄物や金属類のエンジン部品などを満載して、校外に持ち出した。
 - 4) その後、校内に止めていたユニック付のトラックにも、金属類を満載して、校外に持ち出していた。

- 5) これらの持ち出した金属類や廃材の中に、准校長が陳述で認めていた 「4つの備品」が含まれていたと思われる。
- 6) 運び出す前に、備品シールが貼られていた機械類があったので、非常 勤職員Eと教頭は備品台帳で確認するも、台帳には記載されていなかっ た。(教頭が持ってきた備品台帳以外にも備品台帳があったと思われ る。)
- 7) 4つの備品に関しては、もっか行方不明なので、改めて調査をして、 監査委員の皆さんに報告する旨、准校長は陳述で答えていた。
- 8)以上のことから、職員Dや非常勤職員Aが持ち出した品々が、すべて 私物であるとはとうてい考えられない。
- 9) 今回の請求人の住民監査請求において、令和4年3月24日に旋盤を持ち出した以前の、持ち出しを指摘しなかったのは、監査請求の時効1年以前のことであり、やむなく諦めた経緯がある。
- 10) しかし、准校長の陳述により、4つの備品が行方不明であるならば、 監査請求とは別に、徹底した調査、監査を要求する。備品の紛失が明ら かになれば、准校長の管理責任のもとに、すみやかに被害届を警察に出 すべき事案である。
- 2 准校長の陳述『令和4年7月の非常勤職員Eからの問題提起に対して、職員Dに対する事情聴取を控えたのは、彼の病気を考慮したからである』『非常勤職員E自身が、一方的に旋盤の撤去を求めた』
 - 疑問点① 非常勤職員Eの問題提起以降、准校長は委員会に報告していると非常勤職員Eに答えているが、非常勤職員E本人には、令和5年3月13日まで一切の事情聴取を行わなかったのはなぜか。また、この件に関して、教育委員会の指示が無かったのか、極めて疑問である。職員Dの病気とは一切関係がないではないか。
 - 疑問点② 准校長の着任前の令和3年度に、工業科内における職員D・職員Bと某教 論との確執があり、それをふまえて、自動車系列とものづくり系列を完全に 分離することになった。その結果工場も二つに分割することになり、ものづくり系列にあった旋盤を自動車系列に移動させる必要があった。非常勤職員 Eが一方的に旋盤の移動を求めたものではない。

- (※請求人から提出のあった録音データから、本件請求に関係すると考えられる箇所を監査委員事務局において抜粋して、文字おこししたもの)
- ○令和4年7月14日の会食時の会話(抜粋)
 - (非常勤講師E) 旋盤、あれ備品なん?
 - (非常勤講師A) 旋盤は学校の備品やから、売れへんわけや。あれは個人として預かって るだけや。
 - (非常勤講師E) 職員Dが軽トラに積んで持ってってるの、先生、別に教えたとか、そんなんないですよね。 あんなん勝手にやっとんよね。
 - (非常勤講師A) 教えへん。勝手や。
 - (請求人) オルタネーターとか、金目のものだけ積んどったって。あいつそんなとこだけ わかっとる訳やな
 - (非常勤講師A) そんなん知っとるわな
- ○令和4年8月14日の会食時の会話(抜粋)
 - (非常勤講師E) 先生わからへんすか?あのエンジンどこもってとるかあいつ。たぶんわ かるんちゃいます?
 - (非常勤講師A) それはどこまでやろな。
 - (非常勤講師E) 2回持ってっとるんですわ
 - (非常勤講師A) (大学の名称) に運んでるということはないよ
 - (非常勤講師E) ないやろな、金にしてますよね。
 - (非常勤講師A) 俺は金にしてると思う。
 - (非常勤講師E) 先生それと鉄くず売った話ね、職員Fに10万円渡したってこないだ聞いてんけども。それも形にしとかなあかんですよ。
 - (非常勤講師A) いつでもできる。
- ○令和4年8月16日の会食時
 - (非常勤講師E) 一番ええのは、エンジンの部品売ったやつですねん。あれ、どうにかならんですか。大学から軽トラ借りてきて、積み込んで。2回やっとるんですわ。

- (非常勤講師A) あれは、積んで、出ていったのは知ってる。
- (非常勤講師E) あれ、鉄くず売っとるんやから、聞けるでしょ。職員Fと職員Dに。
- (非常勤講師A) 言わんと思うで。
- (非常勤講師E) それか、もう一つは、先生が鉄くず積んでいって売ったやつを、職員F に 10 万渡したって話ですわ。
- (非常勤講師A) 最終的には渡してる。
- (非常勤講師E) 旋盤、もう売ってしもたん?
- (非常勤講師A) 売ってへんけどやな。ほかのんで、なんぼでもやな、処理できるやん。